

《 障がいを理由とする差別の解消について 》

【調査の目的】

福岡県では、障がいのある人もない人も分け隔てられることなく、互いにその人らしさを認め合いながら共に生きる社会、共生社会の実現を目指し、平成29年に「福岡県障がいを理由とする差別の解消の推進に関する条例」を制定しました。

この条例では、全ての人に対し、障がいを理由とする差別の解消と、障がいのある人への合理的配慮の提供(※1)を行うことを求めており、県では、その実現に向けて取組を行っています。

これらの周知状況等について県民の皆さまの御意見をお聴かせいただき、今後、取組を推進する上での参考とさせていただきます。

【活用状況】

- ・福岡県障がいを理由とする差別の解消の推進に関する条例の内容を広く県民に周知するための参考資料として活用。
- ・効果的な広報啓発を行うための参考資料として活用。

(福祉労働部障がい福祉課)

※1「合理的配慮の提供」とは

障がいのある人から、社会の中にあるバリア(社会的障壁(※2))を取り除くために何らかの対応を必要としているとの意思が伝えられたときに、負担が重すぎない範囲で対応すること。

※2「社会的障壁」とは

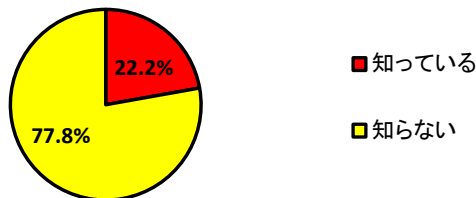
日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念、偏見その他一切のもののこと。

回答者数 → 365

問1 あなたは、「福岡県障がいを理由とする差別の解消の推進に関する条例」が制定されていることを知っていましたか。次の中から【1つだけ】選んでください。

(回答者数365人 選択は1つのみ)

1 知っている	22.2%	(81人)
2 知らない	77.8%	(284人)



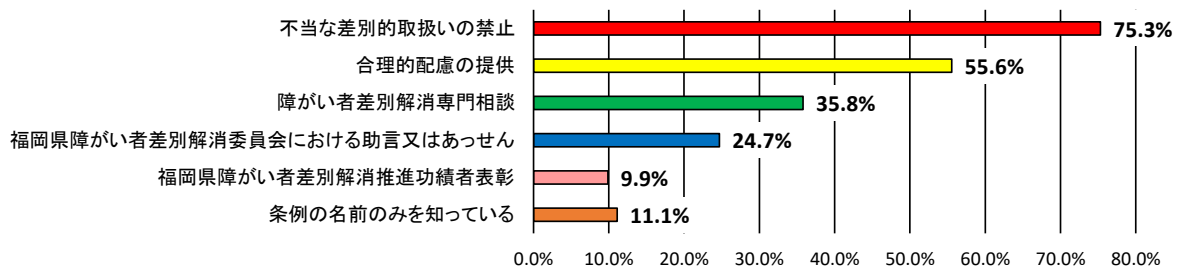
(問1で「1」を選んだ方にお尋ねします。)

問1-2 条例の内容について、あなたが知っているものを【全て】選んでください。

(問1で1と回答した人のみ回答 回答者数81人 回答件数172件 複数回答可)

1 不当な差別的取扱いの禁止	75.3%	(61人)
2 合理的配慮の提供	55.6%	(45人)
3 障がい者差別解消専門相談	35.8%	(29人)
4 福岡県障がい者差別解消委員会における助言又はあっせん	24.7%	(20人)
5 福岡県障がい者差別解消推進功績者表彰	9.9%	(8人)
6 条例の名前のみを知っている	11.1%	(9人)

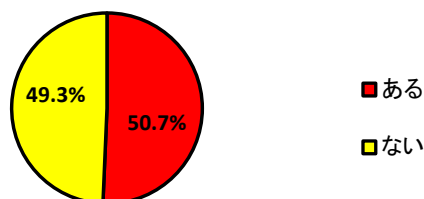
※回答者81人に対する割合



問2 あなたは、過去1年間で、障がいのある人が困っているときに、手助けをしたことがありますか。  
次の中から【1つだけ】選んでください。

(回答者数365人 選択は1つのみ)

1 ある	50.7%	(185人)
2 ない	49.3%	(180人)



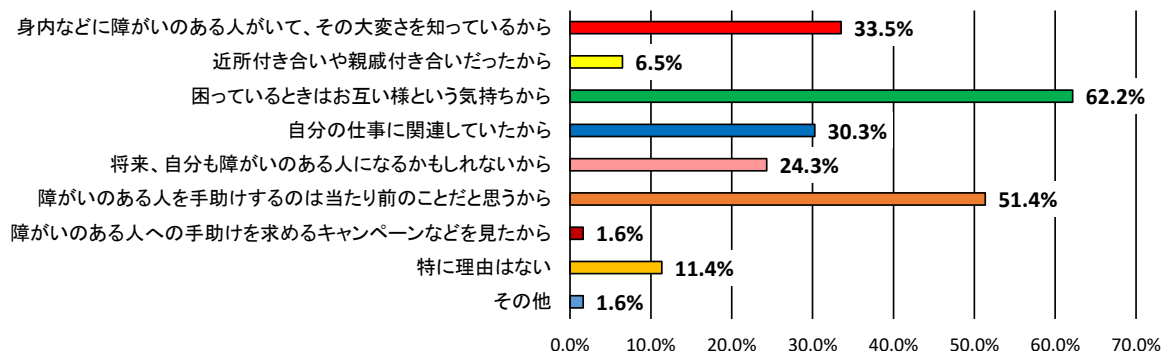
(問2で「1」を選択んだ方にお尋ねします。)

問2-2 あなたが手助けをした理由について、当てはまるものを【全て】選んでください。

(問2で1と回答した人のみ回答 回答者数185人 回答件数412件 複数回答可)

1 身内などに障がいのある人がいて、その大変さを知っているから	33.5%	(62人)
2 近所付き合いや親戚付き合いだったから	6.5%	(12人)
3 困っているときはお互い様という気持ちから	62.2%	(115人)
4 自分の仕事に関連していたから	30.3%	(56人)
5 将来、自分も障がいのある人になるかもしれないから	24.3%	(45人)
6 障がいのある人を手助けするのは当たり前のことだと思うから	51.4%	(95人)
7 障がいのある人への手助けを求めるキャンペーンなどを見たから	1.6%	(3人)
8 特に理由はない	11.4%	(21人)
9 その他	1.6%	(3人)

※回答者185人に対する割合



問2-3 問2-2で「9」を選んだ場合は、その内容を具体的に入力してください。

[その他(抜粋)]

- ・ 年齢的に手助けをしないとけないと感じた。若いころには思わない感情や感覚がある。
- ・ 自分自身が障がい者のため、より気になるので出来る範囲で動く。
- ・ 耳が不自由な方へ筆談を行った。精神障がいのある方へ顔色が優れないときに気をかけている。

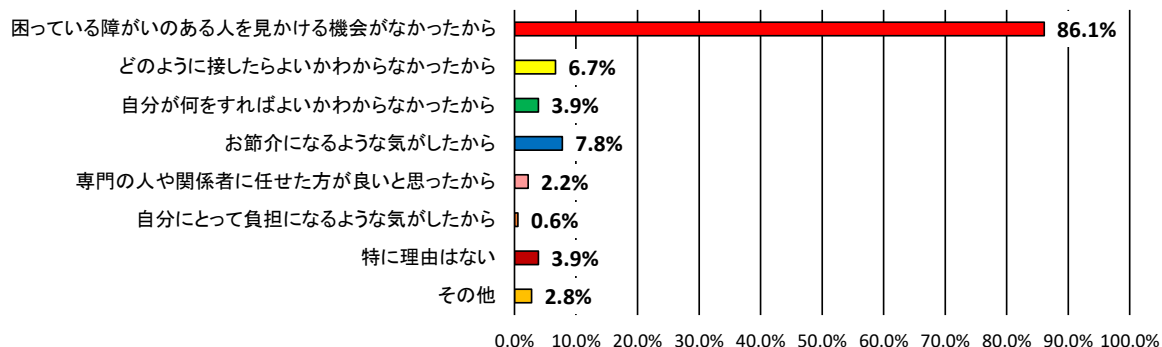
(問2で「2」を選択んだ方にお尋ねします。)

問2-4 あなたが手助けをしなかった理由について、当てはまるものを【全て】選んでください。

(問2で2と回答した人のみ回答 回答者数180人 回答件数205件 複数回答可)

1 困っている障がいのある人を見かける機会がなかったから	86.1%	(155人)
2 どのように接したらよいかわからなかったから	6.7%	(12人)
3 自分が何をすればよいかわからなかったから	3.9%	(7人)
4 お節介になるような気がしたから	7.8%	(14人)
5 専門の人や関係者に任せた方が良かったから	2.2%	(4人)
6 自分にとって負担になるような気がしたから	0.6%	(1人)
7 特に理由はない	3.9%	(7人)
8 その他	2.8%	(5人)

※回答者180人に対する割合



問2-5 問2-4で「8」を選んだ場合は、その内容を具体的に入力してください。

[その他(抜粋)]

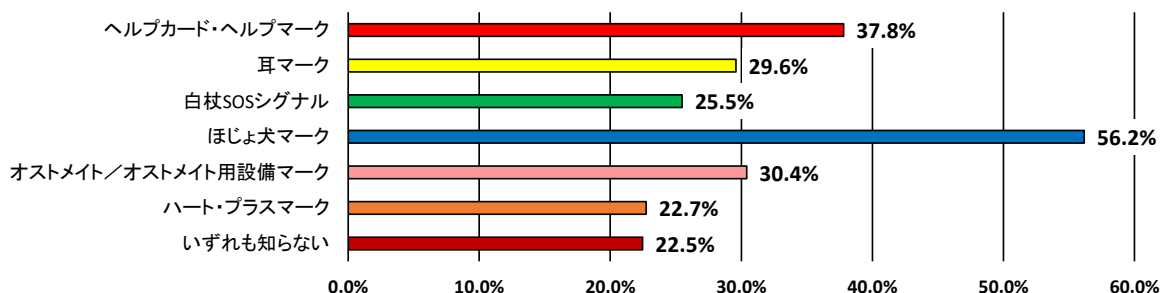
- ・ 障がいのある人と会う機会がなかった。
- ・ 介助なしで自助努力にて歩行等されている状況の中で、声かけし手助けするべきか否かの境界線に戸惑いがあった。気になり視線で追い、いざ何かあれば手助けする気持ちはあるが、境界線が定まらない。

問3 あなたは、次のマーク等を知っていますか。知っているものを【全て】選んでください。

(回答者数365人 回答件数820件 複数回答可)

1 ヘルプカード・ヘルプマーク	37.8%	(138人)
2 耳マーク	29.6%	(108人)
3 白杖SOSシグナル	25.5%	(93人)
4 ほじょ犬マーク	56.2%	(205人)
5 オストメイト／オストメイト用設備マーク	30.4%	(111人)
6 ハート・プラスマーク	22.7%	(83人)
7 いずれも知らない	22.5%	(82人)

※回答者365人に対する割合



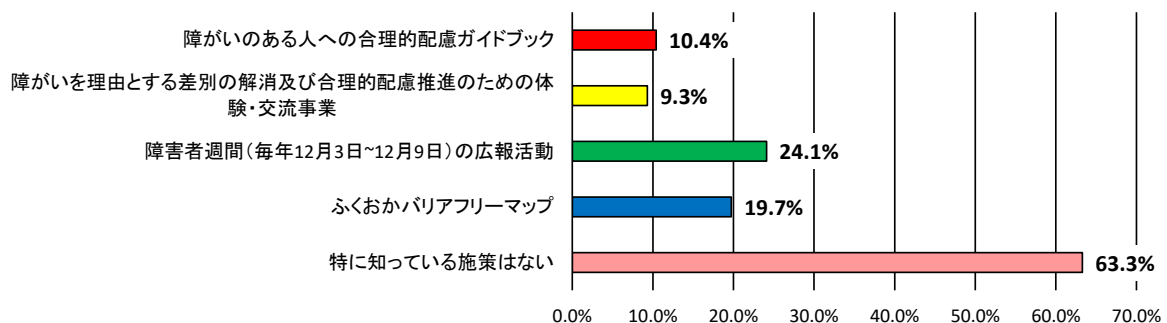
<p><b>1 ヘルプカード・ヘルプマーク</b>          義足や人工関節を使用している方、内部障がいや難病の方、または妊娠初期の方など、外見から分からなくても援助や配慮を必要としている方々が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることができるマークです。</p>	 <p>(ヘルプカード) (ヘルプマーク)</p>
<p><b>2 耳マーク</b>          聞こえが不自由なことを表すと同時に、聞こえない人・聞こえにくい人への配慮を表すマークです。</p>	
<p><b>3 白杖SOSシグナル</b>          白杖を頭上50cm程度に掲げてSOSのシグナルを示している視覚障がいのある人を見かけたら、進んで声をかけて支援しようという「白杖SOSシグナル」運動の普及啓発シンボルマークです。</p>	
<p><b>4 ほじょ犬マーク</b>          公共の施設、交通機関、民間施設での補助犬(盲導犬、介助犬、聴導犬)の受け入れを義務付けている身体障害者補助犬法の啓発のためのマークです。</p>	
<p><b>5 オストメイト／オストメイト用設備マーク</b>          オストメイトとは、がんなどで人工肛門・人工膀胱を造設している人のことをいいます。このマークはオストメイトである事と、オストメイトの為の設備(オストメイト対応のトイレ)があることを表しています。</p>	
<p><b>6 ハート・プラスマーク</b>          「身体内部に障がいがある人」を表しています。身体内部(心臓、呼吸機能、じん臓、膀胱・直腸、小腸、肝臓、免疫機能等)に障がいがある人は外見からは分かりにくいいため、様々な誤解を受けることがあります。内部障がいのある人の中には、電車などの優先席に座りたい、障がい者用駐車スペースに車を止めたい、といったことを希望していることがあります。</p>	

問4 福岡県では、共生社会の実現に向けた様々な施策を実施しています。  
 あなたが知っているものを【全て】選んでください。

(回答者数365人 回答件数463件 複数回答可)

施策	割合	人数
1 障がいのある人への合理的配慮ガイドブック	10.4%	(38人)
2 障がいを理由とする差別の解消及び合理的配慮推進のための体験・交流事業	9.3%	(34人)
3 障害者週間(毎年12月3日~12月9日)の広報活動	24.1%	(88人)
4 ふくおかバリアフリーマップ	19.7%	(72人)
5 特に知っている施策はない	63.3%	(231人)
6 その他	0.0%	(0人)

※回答者365人に対する割合

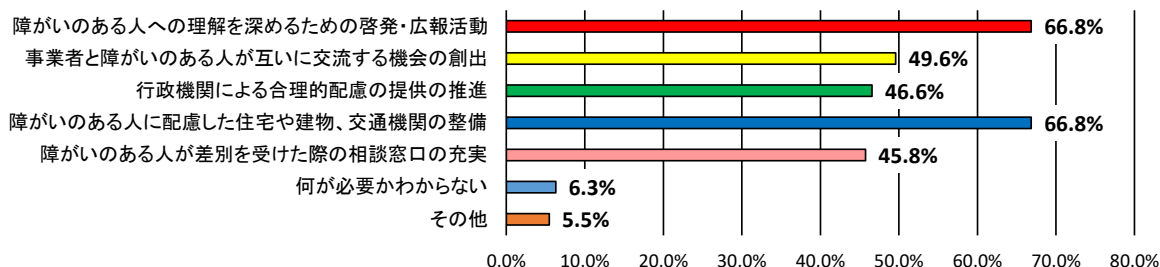


問5 障がいのある人もない人も分け隔てられないことのない共生社会の実現に向けて、県民の理解を深めるためにどのような施策が必要だと思いますか。 あなたが必要だと思うものを【全て】選んでください。

(回答者数365人 回答件数1,049件 複数回答可)

順位	施策	割合	人数
1	障がいのある人への理解を深めるための啓発・広報活動	66.8%	(244人)
2	事業者と障がいのある人が互いに交流する機会の創出	49.6%	(181人)
3	行政機関による合理的配慮の提供の推進	46.6%	(170人)
4	障がいのある人に配慮した住宅や建物、交通機関の整備	66.8%	(244人)
5	障がいのある人が差別を受けた際の相談窓口の充実	45.8%	(167人)
6	何が必要かわからない	6.3%	(23人)
7	その他	5.5%	(20人)

※回答者365人に対する割合



問5-2 問5で「7」を選んだ場合は、その内容を具体的に入力してください。

〔その他(抜粋)〕

- ・ 障がいがあるって困っているということだけでなく、どう困っているのか、どう助けるべきかを具体的に示す。
- ・ 義務教育の現場において、障がいや障がいをもつ人について学び、考える機会の提供。
- ・ 障がいのある人に対する知識が全くないため、障がいのある人を知るためのイベントやボランティアなどがあれば参加し知識を深めたい。
- ・ 教育の段階で違いを認める土壌づくり。目が悪い人が眼鏡をかけていて、それをずるいという人はいない。限局性学習症(SLD)など、苦手な学習がある人は、補助の道具を使ったり、発達障がいや自閉症スペクトラム障がい(ASD)、注意欠如・多動性障がい(ADHD)など、苦手を補える環境づくりを理解できるようにしてほしい。

問6 障がいを理由とする差別の解消について、これまでの設問以外にご意見がある場合は、その内容を具体的に入力してください。

〔意見(抜粋)〕

【差別解消・合理的配慮】

- ・ 障がいのある人もない人も、それぞれ「障がいの有無に関わらず相手を思いやる」気持ちが大切だと思う。
- ・ 啓発活動や広報活動を企業内で行われる必須研修とすればいいのではないかと。理解がないのではなく、理解する機会がないため、分からないことばかりという状況が差別を生むと思う。
- ・ 障がいのある人と接する機会がないため、どのように手助けしたらいいのかわからない。どういった障がいのある人がどれくらいの人数や割合でいて、具体的にどんなことで困るのか、何をしてもらえたら助かるのか、知る機会、接する機会がほしい。
- ・ 障がいによって違いがあるので、一概に何が必要なのか解りにくい。障がいのある人にもっと声をあげて欲しい。ただ障がいのある人だから何でもして欲しいというのは違うと思う。
- ・ 当事者の声を一般人に届けてほしい。一緒に問題を考える機会を持てるとよいと思う。
- ・ 警察・消防・公共施設・行政そして、障がいのある人を雇用する事業主に対して、障がいのある人に対する対応方法、指導方法の学習会を行う。
- ・ マーク等はわかりやすくして良いと思うので、もっと活用されれば、お互い理解が深まると思う。

【教育】

- ・ 障がいを理由に入学を拒否すると言われたことがあるので、教育機関で今後そのようなことがないようにしてほしい。
- ・ 小学校中学校で、障がいの疑似体験をしたら良いと思う。
- ・ 学校や家庭での教育の中で、子どもの頃から積極的に障がいのある人に接する機会や、理解を深める教育指導を推進すべき。
- ・ 小さいころからの交流が啓発・広報につながると思う。障がいのある人が町で普通に暮らせることこそが一番大切だと考える。

【バリアフリー】

- ・ 公共施設には、障がいのある人たちのための設備を積極的に導入すべき。
- ・ 公共施設でのイベント開催の場合、車いすで利用できるトイレ、駐車場、周辺で食事ができる店舗などの情報が欲

【当事者・介助者】

- ・ 障がいや病気を持った人の家族は精神的にも肉体的にもゆとりがなく困窮してしまうため、もっと支援してほしい。
- ・ 障がいのある人は、こだわりが強い人が多いと感じる。そのため周りから、わがままと受け取られることも多い。なぜわがままと受け取られるかと考えると、障害者支援相談員が圧倒的に足りてない。そういう人材育成と人材確保も必要だと思う。



## ★「障がい」に関する基礎知識や合理的配慮のポイントをお伝えします！！

福岡県では、平成29年3月に「福岡県障がいを理由とする差別の解消の推進に関する条例」を制定し、全ての人に対し、障がいを理由とする差別の解消と、障がいのある人への合理的配慮をお願いしています。その取組みの1つとして、企業・事業所が主催する研修会等に、障がい者差別解消専門相談員が講師として出向き、「障がい」に関する基礎知識や合理的配慮のポイントをお伝えします。ぜひ、これから「障がい」について理解を深めてみませんか？

- 申込方法: TEL又はFAX、メールでお申込みください。
- 実施日時: 平日・土日・祝日 10時から20時まで ※12月29日から翌年1月3日までを除きます。
- 会場: 会場の手配、使用料等は、申込者の負担となります。  
※会場は、福岡県内に限ります。  
※座学形式で行います。パソコン、スクリーン、プロジェクターの準備をお願いします。
- 講師派遣費用: 交通費の支給や謝礼等は不要です。

### 《お申込み・お問い合わせ先》

福岡県 福祉労働部 障がい福祉課 社会参加係  
〒812-8577 福岡市博多区東公園7-7  
TEL: 092-643-3264  
FAX: 092-643-3304  
E-mail: shakaisanka@pref.fukuoka.lg.jp

## ★「障がいのある人への合理的配慮ガイドブック」をご活用ください！！

コミュニケーションや施設利用の場面における配慮事項を解説した「障がいのある人への合理的配慮ガイドブック(施設利用、情報提供、意思表示の受領編)」と、日常生活に関わりの深い、医療や教育、商品・サービス・役務の提供等、7つの事業分野ごとのガイドブックを作成しています。

例えば医療の分野では、受付、待合、診察、検査、入院といった場面毎に配慮すべきポイントを掲載しています。各分野、様々な場面において配慮すべきポイントが具体的に記載されています。

このガイドブックは、どなたでも自由にダウンロードしてご利用いただけます。従業員研修や、障がいのある人の受入のためのソフト面、ハード面の環境整備の検討にご活用ください。

### (1) 掲載内容

(共通) 障がいのある人への対応の基本

- ・ 困り事についてよく話を聞く。
- ・ どのような対応ができるか、よく話し合う。
- ・ 対応が困難な場合は、理由を丁寧に説明する。

(分野別) 医療の分野の例

- ・ 受付・待合、診察、検査、入院、緊急時の対応等、場面毎に配慮事項を掲載

### (2) 事業分野

福祉サービスの分野、医療の分野、教育の分野、  
スポーツ・レクリエーション・文化活動の分野、  
公共交通の利用の分野、不動産取引の分野、商品・サービス・役務の提供の分野

### (3) 入手方法

- ・ ダウンロード

福岡県 合理的配慮ガイドブック で検索

URL : <http://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/hairyo-guidebook.html>



## ★障がいを理由とする差別の解消及び合理的配慮推進のための体験・交流事業

サービスの提供や雇用を行う事業者が、障がいの体験や障がいのある人との交流を通じて、障がいのある人に対する不当な差別的取扱いや合理的配慮等「障がい」への理解を深める研修を実施しています。

事業実施レポートはホームページ(URL: <https://fchool.jp/dmf/>)に掲載していますので、ぜひご覧ください。

### 《令和元年度 実績》

- ① サービス従事者研修(福岡市内街歩き)
- ② 多様な人材を雇用する現場視察研修  
(ASKUL LOGIST株式会社、株式会社障がい者つくし更生会)
- ③ 特別研修  
(株式会社スターフライヤー職員向け、北九州空港)



(道路と歩道のわずかな段差に車輪を取られる、と説明する電動車いす利用者の方。)



(QRコード)